

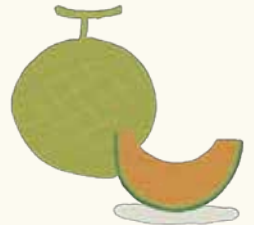


第6次

# 弟子屈町 総合計画

令和4年度～令和11年度

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、  
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈



令和4年3月  
北海道 弟子屈町  
HOKKAIDO TESHIKAGA







第6次

# 弟子屈町 総合計画

令和4年度～令和11年度

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、  
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈





# 町長ごあいさつ

「『水』と『森』を守り、『人』が共に輝く、  
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち  
弟子屈」を目指して



弟子屈町は明治36年に弟子屈外一村戸長役場が設置されて以来、東北海道の中心地として交通の要衝となり、農業と観光を中心とする地域として発展してきました。

また、昭和47年以来、5次にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりに努めてまいりました。

近年、急速に進む少子高齢化や人口の減少、地域経済の低迷など、本町を取り巻く環境は厳しさを増しており、変化も速度も速まっています。

こうした状況の中でも、住民の皆さんが、まちに愛着や誇りを持ち、多様な価値観のもと、それぞれの夢に向かい、地域との繋がりを持ち、持続可能なまちづくりを進めることが大切です。

本町といたしましては、目指すまちの実現に向けて、その方向性を示す「道しるべ」を地域全体で共有することが必要と考え、これまで推進してきた基本的な理念を継承しつつ、まちづくりの基本理念を「全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり」とし、まちの将来像を「『水』と『森』を守り、『人』が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈」とする第6次弟子屈町総合計画を策定いたしました。

本町には、摩周湖や屈斜路湖など阿寒摩周国立公園を中心とする豊かな自然環境や多くの観光資源、お年寄りから子どもたちまで安心して暮らせる生活環境など、多くのまちの誇りや可能性があります。

## 町民憲章

### 前文

わたしたちは、美しい摩周湖と、すばらしい大自然のなかに輝かしい未来をみつめる弟子屈の町民です。わたしたちは、祖先の築いた開拓の偉業をうけつぎ、責任と誇りをもって、明るく住みよい郷土を建設するために、この憲章を定めます。

### 本文

1. 元気で働き、産業を高め、豊かなまちをつくりましょう。
2. きまりを守り、明るく楽しいまちをつくりましょう。
3. すぐれた自然を大切に、美しい観光のまちをつくりましょう。
4. たがいになかよくたすけ合い、しあわせなまちをつくりましょう。
5. みんなで学び、文化の香り高い、平和なまちをつくりましょう。



これらは、このまちで暮らしてきた先人たちが、これまで守り、育て、残してきた財産です。そして、今の時代を生きる私たちは、この財産を受け継ぎ、さらに磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たち世代の未未来へと繋ぐため、暮らしの中で、「夢」や「希望」を持っていただけるようなまちづくりを進めなければなりません。

本計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中での策定となり、住民の皆様へ直接意見を聞くという機会をなかなか作ることができませんでした。

そのような中であっても、限られた人数ではありましたが、まちづくり町民会議、策定審議会を開催し、町民アンケート、中高生アンケートを通じ、多くの住民の皆様の参画を得ながら原案をつくり、町議会において議決いただきました。

また、本計画には、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の概念を取り入れるため、北海道の協力のもと、住民の方にもその重要性和まちづくりとの関連について学ぶ機会を設けることもできました。

今後は、本計画に定めた基本目標、「人と自然が共生する<sup>まち</sup>夢づくり」「活力・活気・雇用を生み出す<sup>まち</sup>夢づくり」「誰もが安心して暮らせる<sup>まち</sup>夢づくり」「豊かな心を育て、文化を大切にする<sup>まち</sup>夢づくり」「行動をする人を育てる<sup>まち</sup>夢づくり」「誰でも参加することができる<sup>まち</sup>夢づくり」をもとに、政策や施策を着実に推進し、まちの将来像を目指すとともに、すべての住民の皆様が「豊かさ」や「幸せ」を感じることができる町となるよう、将来にわたり、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

弟子屈町に住む我々が快適な生活を継続できるよう、地域や行政が一体となり一人ひとりが誇りと活力をもって住み続けられるよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

弟子屈町長 徳永 哲雄

## 各種宣言

「交通安全都市宣言」 昭和37年3月13日議決

「暴力追放の町宣言」 昭和61年3月19日議決

「防犯宣言の町」 昭和62年12月21日議決

「極左暴力集団排除に関する決議」 昭和62年12月21日議決

「核兵器廃絶・平和の町」宣言に関する決議 平成13年9月25日議決

「自然の番人宣言」 平成18年4月1日議決

「森林と共生するまち」宣言 平成20年3月7日議決

「てしかがゼロカーボンシティ宣言」 令和3年12月10日

# 【目次】

## 第 I 編 基本構想

### 第 1 部 総論

第 1 章 第 6 次総合計画策定の趣旨	2
第 1 節 策定の趣旨	2
第 2 節 計画の位置付け	3
第 3 節 計画の基本姿勢	4
第 2 章 第 6 次総合計画の構成と期間	5
第 1 節 構成	5
第 2 節 期間	6
第 3 節 マネジメントサイクルによる行政評価と進行管理の推進	7
第 3 章 本町を取り巻く環境	8
第 4 章 まちづくりに向けての町民意向	10
第 5 章 本町の課題	12

### 第 2 部 基本構想

第 1 章 基本理念と将来像	20
第 1 節 まちづくりの基本姿勢	20
第 2 節 基本理念と将来像	21
第 2 章 主要指標	22
第 3 章 土地利用方針	23
第 1 節 土地利用に関する本町の計画	23
第 2 節 第 6 次弟子屈町総合計画における土地利用の方針	23
第 4 章 まちづくりの基本目標	25
第 5 章 施策の大綱	27

## 第Ⅱ編 前期実行計画

### 第1部 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトの目的・位置付け	36
第1節 重点プロジェクトの目的	36
第2節 重点プロジェクトの位置付け	36
第2章 重点プロジェクトの内容と評価指標	38
①「まちづくり」プロジェクト	38
②「ひとづくり」プロジェクト	41
③「しごとづくり」プロジェクト	43
④「くらしづくり」プロジェクト	45
⑤「行財政運営」プロジェクト	47

### 第2部 前期実行計画

前期実行計画の施策体系	50
第1章 人と自然が共生する <sup>まち</sup> 夢づくり	55
第1節 環境保全の推進	56
1 脱炭素社会の推進	56
2 循環型社会の推進	58
3 環境保全の推進	60
4 生物多様性保全の推進	62
5 景観保全の推進と公園の充実	65
第2節 生活環境の充実と向上	68
1 防災対策と強靱化の推進	68
2 消防力の強化と救急体制の充実	70
3 防犯対策と交通安全の推進	73
4 安心できる消費生活の確保	75
5 公衆衛生の強化と充実	77
第3節 環境と共生する基盤の整備	79
1 市街地整備の推進	79
2 道路の利便性の向上	81
3 住宅環境の充実	83
4 上水道と温泉の保全	85
5 下水道整備の推進	87
6 公共交通の維持	89



第2章 活力・活気・雇用を生み出す <sup>まち</sup> づくり	91
第1節 基幹産業の更なる強化	92
1 農業生産基盤の強化	92
2 農業経営力の強化	95
3 森林の保全と適切な利活用の推進	98
4 観光まちづくりの推進	101
第2節 雇用を支える産業力の向上	105
1 商工業の活性化の推進	105
2 水産資源の保全に向けた取組の推進	108
3 人手不足の解消と企業・事業所の誘致	110
第3章 誰もが安心して暮らせる <sup>まち</sup> づくり	113
第1節 健康づくりの推進と医療の充実	114
1 健康づくりの推進	114
2 安心できる医療環境の推進	117
3 感染症対策の強化	119
第2節 子育て・福祉環境の充実	121
1 豊かに暮らせる福祉の充実	121
2 子育て支援の充実	124
3 子育て環境の充実	127
4 安心して暮らせる高齢者福祉の充実	130
5 社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実	133
6 介護支援の充実	136
第4章 豊かな心を育て、文化を大切に <sup>まち</sup> する <sup>まち</sup> づくり	139
第1節 学び環境の充実	140
1 生きる力を育む学校教育の充実	140
2 学校教育環境の充実	143
第2節 生涯学習の推進と文化の継承	147
1 生涯学習のまちづくり	147
2 青少年の健全育成	150
3 生涯スポーツの推進	152
4 文化・芸術の継承	155
5 文化財の適切な保全と活用	158

第5章 行動する人を育てる <sup>まち</sup> 夢づくり	161
第1節 協働の推進	162
1 ネットワークづくりの推進	162
2 全ての住民が活躍できる社会の推進	165
第2節 交流の推進	168
1 互いに支え合うコミュニティの充実	168
2 地域間交流の推進と国際化対応	170
3 人権と平和を守る取組の推進	173
第6章 誰でも参加することができる <sup>まち</sup> 夢づくり	175
第1節 安定した行財政の運営	176
1 信頼される行政組織づくり	176
2 健全な財政運営の推進	179
3 自治体間連携の推進	182
第2節 住民と行政の新たな架け橋づくり	184
1 住民に役立つ広報・広聴の推進	184
2 デジタル・ガバメントの推進	186





# 第1編

# 基本構想

## 第1部 総論



# 第1章 第6次総合計画策定の趣旨



## 第1節 策定の趣旨

本町では、平成24（2012）年3月に、「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」をまちの将来像とする第5次弟子屈町総合計画を策定し、これまでの本町の発展を基礎として、より飛躍していくことを目指し、特色を活かしたまちづくりを住民一丸となって推進してきました。

この将来像（コンセプト）は

1. 「水」と「森」に代表される豊かな自然環境を守っていくことが弟子屈町の基本姿勢であること
2. 「活力あふれる自立したまち」に向けて、各種産業の振興や育成、起業支援など雇用の創出と循環型社会の構築に重点をおくこと
3. これらの実現に向けて、全ては「人」が重要であり、「人」を育て「人」が関わりあうことで水も森もそして「人」も輝くものであること

の3点を表現したものであり、将来像（コンセプト）の理念を実現していくことによって住民が自信を持って誰もが自慢し誇れるまちとなることを目指してきました。

この考えに基づき本町は、多くの住民が活躍できる環境が醸成されてきましたが、この「第5次弟子屈町総合計画」が令和3（2021）年度をもって計画期間が終了するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度を計画期間とした「第6次弟子屈町総合計画」を策定するものとします。

「第6次弟子屈町総合計画」では「第5次弟子屈町総合計画」で得られた成果を踏まえ、新たな本町を創出するための行政運営における最上位の計画として策定するものとします。

なお、人口減少が進む中、本町ではその克服と地方創生を目的として第1期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」を「第5次弟子屈町総合計画」と並行して推進してきましたが、第1期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」も令和3（2021）年度をもって計画期間が終了することから、第2期創生戦略を「第6次弟子屈町総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとします。

## 第 2 節 計画の位置付け

「第 6 次弟子屈町総合計画」は、弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例に基づく、これからの弟子屈町の総合的かつ計画的なまちづくり計画であり、本町が策定する計画の最上位に位置するものです。(弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第 3 条)

この計画には、8 年間の長期的視点に立ち、本町の目指す「まちの将来像」としてのまちづくりの基本的方向や、行財政運営の指針などを示しています。(弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第 4 条)

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例（抜粋）

（平成 23 年 弟子屈町条例第 18 号）

（総合計画の位置付け）

第 3 条 総合計画は、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）を網羅した総合的かつ計画的なまちづくり計画として、本町が策定する計画の最上位に位置するものとする。

（総合計画策定の目的）

第 4 条 総合計画は、まちづくりの基本的方向を示すとともに、まちづくりにおける町民の行動の指針及び町の機関の行財政運営の指針等を示すことを目的として策定する。

（総合計画の構成及び期間）

第 5 条 総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。

（総合計画策定の手順）

第 6 条 町長は、総合計画を策定するときには、町民参加の手続きをとらなければならない。

2 町長は、総合計画のうち、基本構想を策定及び改定するときには、議会の議決を経なければならない。

（総合計画策定の組織）

第 7 条 町長は、総合計画策定に関する意見を求めるための組織として、町民が参加する弟子屈町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 町長は、総合計画策定を円滑に進めるため、策定事務を行う組織を設置する。

3 町長は、審議会と別に町民からの意見を聞く組織を設置することができる。

4 前 3 項の組織及びその運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。



## 第3節 計画の基本姿勢

「第6次弟子屈町総合計画」は、次の事項を基本姿勢とします。

### ①第5次基本構想の将来像を継承した計画

第5次総合計画の基本構想で定めた将来像「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」は、20～30年後の将来を見据え、多くの住民の参画のもと策定したものであり、その根幹となる考え方は大きく揺らぐものではありません。そのため第6次総合計画においては、社会・経済情勢の変化をとらえながらも、第5次総合計画で示した将来像の根幹となる考え方を継承する計画とします。

また、住民の普遍的な希望である「豊かさ」や「幸せ」を感じることができるよう、具体的な将来像を示し、その実現のための施策や事務事業などを進める計画とします。

更に、施策については、それぞれの実現のための指標であるKGI\*やKPI\*を示すことで、事務事業をチェックし、改善に取り組むことのできる計画とします。

### ②成熟期に的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化の進展・公共施設の更新等、成熟社会の到来に備え、町ではこれまでも一定の取組を進めてきました。このことを踏まえ、これまでの成長を前提とした計画からより一層の転換を図り、限られた行政資源を最大限に活用し、メリハリのある行政運営を推進することを地域全体で共有できる計画とします。

### ③時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する住民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画とします。

### ④町民参加による計画づくり

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定の段階からより多くの住民が参画し、住民と町が一体となった計画とします。

### ⑤実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化の影響により、社会保障関係経費が増加する一方で、町税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうした状況を改めて認識したうえで、将来における財政状況を十分に想定し、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画とします。

### ⑥目標を明確にし、成果によるマネジメントが行える計画づくり

厳しい財政状況において、何を目的に何を目標にするのかを明確にし、成果や結果にコミットすることを重視した行政運営を推進することができるとする計画とします。

\* KGI Key Goal Indicatorの略。「重要目標達成指標」と訳され、最終的に達成すべき目標を表す指標のことをいう。

\* KPI Key Performance Indicatorの略。「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に必要なプロセスを具体化するための指標のことをいう。

# 第2章 第6次総合計画の構成と期間



## 第1節 構成

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としており、第6次弟子屈町総合計画においては、その構成を3層構造とします。

また、並行して推進する第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略は、第6次総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、構成するものとします。

### 基本構想

本町の目指すべきまちづくりの基本理念と将来像、将来指標、土地利用の方向性、まちづくりの基本目標と施策の大綱等を長期的視点で示すものです。

基本構想の期間は全体で8年間とします。

### 実行計画

基本構想で目指すまちづくりの実現に向け、まちづくりの基本目標に対応して設定する政策ごとに、目指す姿、施策等の取組内容を中期的視点で示すとともに、取組の進捗を把握する指標を設定します。

計画期間を前期4年間と後期4年間に分け、前期が終了する中間時点で見直しを行います。

なお、計画を先導する重点的な施策及び事業を重点プロジェクトとして、実行計画の冒頭に示しています。

### 事務事業計画

2年間の短期的視点で、施策を実現するための具体的な手段や手法である事務事業を示すとともに、毎年度見直し(ローリング)を行います。(ローリング方式\*による2年計画)

#### 基本構想

- 基本理念、将来像
- 将来指標
- 土地利用の方向性
- 基本目標
- 施策の大綱 等

#### 実行計画

- 重点プロジェクト (=創生戦略)
- 政策
  - ・取組の方針
  - ・目指す姿
  - ・施策
  - ・指標
  - ・主な推進事業 等

#### 事務事業計画

- 事務事業
  - ・事務事業の内容
  - ・指標
  - ・事業予算 等

\*ローリング方式 ローリングとは、転がること、回転する(させる)ことの意。ローリング方式とは、毎年度、施策・事業の見直しや部分的な修正を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法。

## 第2節 期間

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としています。

第6次弟子屈町総合計画においては、社会情勢が急激な変化することを想定し、柔軟に対応するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度の8か年計画とします。

### 第6次弟子屈町総合計画 各階層の期間

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本構想	基本構想							
実行計画	前期実行計画				後期実行計画			
重点PT	前期重点プロジェクト				後期重点プロジェクト			
事務事業計画	前期第1次				後期第1次			
	[継続・修正] ↓		前期第2次		[継続・修正] ↓		後期第2次	
	[継続・修正] ↓		前期第3次		[継続・修正] ↓		後期第3次	
[参考：第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略の期間]								
創生戦略	第2期計画					第3期計画（予定）		

## 第3節 マネジメントサイクルによる行政評価と進行管理の推進

本町の目指す「将来像」を実現するために、第6次弟子屈町総合計画を行政運営上の最上位計画として位置付け、まちづくりのロードマップ\*として活用します。

このため、各年度の執行方針や行財政計画はこの計画に基づいて策定し、町の内部組織等もこの計画を達成するための組織に位置付けます。

また、第6次弟子屈町総合計画以外に行政で策定される各種の計画は、この総合計画を達成するための計画として、総合計画に記載されている内容や期間などと体系づけをして実行することとします。

### ① マネジメントサイクルによる行政評価の実施

PDCAサイクル（Plan：計画立案、Do：実行、Check：評価、Action：改善）による行政マネジメントを推進し、住民が現状以上に満足するための成果を提供するために、行政評価を行うものとします。

行政評価は、実行計画を評価する「施策評価」と事務事業計画を評価する「事務事業評価」を行います。

※「事務事業評価」においては、「将来像」を実現するために設定した**施策推進の手段としての事務事業を直接の評価対象**とします。

（行政運営上行っている経常的、恒常的な事務事業は「事務事業評価」の対象から除くものとします。）

### ② 進行管理の実施

PDCAサイクルはその性格上、「Check：評価」と「Action：改善」を各年度末から新年度初頭に行わざるを得ないことから、「改善」（\*取組内容の改善、事務事業の差替等）を行うために1年間のタイムラグ\*を生じることがあり、機動的な行政運営の実行を阻害する懸念があります。（次年度の実施事業は、当該年度の期間中に検討するため。）

そのため本町では、年度の期首及び期中において、施策や事務事業の進捗を適切に管理（マネジメント）するため、進行管理を行います。

#### 事務事業のサイクルからみた年度スケジュールと、行政評価及び進行管理の連動

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事務事業		新年度予算検討・議決				事業執行（4月～翌年3月）						
事務事業評価		Plan：計画立案				Do：実行（4月～翌年3月）						
						Check：評価				Action：改善		
進行管理		次年度 Plan に早期反映				期首確認						
		期中確認			期末（確認）							

\*ロードマップ 中長期的な目標を時系列に並べてやるべきことを管理する行程表のこと。

\*タイムラグ 互いに関連する事柄の間に起こる、時間のずれのこと。

## 第3章 本町を取り巻く環境



本町を取り巻く主な社会情勢として以下の内容を念頭に、第6次弟子屈町総合計画を推進するものとします。

### ①持続ある発展に向けた国内外の取組

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）への取組が世界で進んでいます。

SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国も積極的に取り組んでいます。

### ②地球環境の変動に対する国内外の取組

令和元（2019）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、平成27（2015）年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意されたパリ協定が、平成28（2016）年11月4日に発効しました。

わが国も締結国となり、国際的な枠組みの下、主要排出国が排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長の両立を目指していますが、わが国の中期目標として、令和12（2030）年度の温室効果ガスの排出を平成25（2013）年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

### ③感染症に対する国内外の取組

令和元（2019）年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関（WHO）により「COVID-19」と名付けられました。

このウィルスは感染力が強く、直近の全世界累積感染者数は3億5,574万6,441人、累積死者数は562万5,386人（令和4（2022）年1月25日時点）となっています。

また、わが国においても、累積感染者数は222万5,051人、累積死者数は1万8,540人（令和4（2022）年1月25日時点）に上っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥っている国も多く、わが国でも都道府県単位で緊急事態宣言やまん延防止が断続的に発せられ、社会や経済に多大な影響を及ぼしており、私たちの生活も脅かされています。

現在、全世界でワクチンの接種が進んでいますが、こうした中で、迅速な感染症対策と、社会経済の回復が求められています。



#### ④ 国土強靱化に対する国内の取組

大規模な自然災害が近年発生することが増える中、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害・事故から国民の生命や財産を守る国づくりを進めるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成 25（2013）年 12 月に成立しました。

国では国土強靱化推進本部を設け、おおむね 5 年ごとに指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、優先順位をつけて強靱化政策を進めていますが、全域停電が起きた北海道胆振東部地震や西日本豪雨の教訓に基づき、更なる対策の強化を進めているとともに、多くの地方自治体も自らの地域の脆弱性を踏まえ、取組を進めています。

#### ⑤ 地方創生に対する国内の取組

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国では平成 26（2014）年にまち・ひと・しごと創生法を成立（施行は平成 28（2016）年 4 月）させ、地域社会における豊かな生活、豊富な人材育成、魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進しています。

国は令和 42（2060）年に 1 億人程度の人口を維持する長期ビジョンと総合的な政策を定め、毎年見直ししながら取組を進めていますが、地方自治体も人口ビジョン及び総合戦略を定め、活力ある地域の維持に向けた取組を進めています。

#### ⑥ デジタル社会の推進に対する国内の取組

国は平成 12（2000）年 11 月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）を成立させ、高度情報通信ネットワーク社会の形成を進めてきました。

その後、情報化社会の急激な進展が進む中、超スマート社会\*の到来やその先の DX\*（デジタル・トランスフォーメーション）社会の実現を目指して、令和 3（2021）年 5 月に「デジタル社会形成基本法」が成立しました。

この法により、国民の幸福な生活の実現、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現及び国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展に向けた、デジタル庁の創設、国や自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカード\*の普及促進、各種給付の迅速化やスマートフォンによる行政手続のオンライン化、民間や準公共部門のデジタル化支援等の取組を進めています。

\*超スマート社会 IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会のこと。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現する。

\*DX スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

\*マイナンバーカード 本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになる IC カードのこと。



## 第4章 まちづくりに向けての町民意向



この計画の策定においては、行政組織での議論はもとより、住民（町民アンケート調査及びまちづくり町民会議）、中学生及び高校生（中高生アンケート調査）からの意見や経済関係団体とのヒアリングを踏まえています。（※アンケート調査結果等は、町ホームページにてご覧いただけます。）

### 町民アンケート調査

#### ①調査の方法

- ◆調査地域 : 弟子屈町全域
- ◆調査対象 : 令和2年12月1日時点で、弟子屈町に居住する18歳以上の住民1,000名を住民基本台帳より無作為抽出
- ◆調査方法 : 郵送による配布・回収
- ◆調査時期 : 令和3年1月8日～令和3年1月18日

#### ②回収状況

- ◇配布数 : 1,000票
- ◇有効回収数 : 394票
- ◇有効回収率 : 39.4%

### 中高生アンケート調査

#### ①調査の方法

- ◆調査地域 : 弟子屈町全域
- ◆調査対象 : 令和2年12月1日時点で、弟子屈町の中学校と高等学校に通学する、中学生と高校生を対象
- ◆調査方法 : 教員による配布・回収
- ◆調査時期 : 令和3年1月18日～1月28日

#### ②回収状況

- ◇配布数 : 226票 ※内訳（弟子屈中学校135人、川湯中学校15人、弟子屈高校76人）
- ◇有効回収数 : 202票
- ◇有効回収率 : 89.4%

## まちづくり町民会議

### ①実施の概要

○町民会議委員 15 名により、住民ワークショップ形式により 3 回の開催で提言書を作成し、町長に提言を実施。

第 1 回 令和 3 年 7 月 5 日（月） 19：00～21：00

第 2 回 令和 3 年 7 月 21 日（水） 19：00～21：00

第 3 回 令和 3 年 8 月 6 日（金） 19：00～21：00

### ②ワークショップの実施内容

〔開催テーマと実施内容〕

第 1 回 弟子屈町の強み、弱みの整理 : 町の「伸ばすべきところ」「変えたいところ」

第 2 回 「理想の未来」を実現するためには？ : 町がこれから「やるべきこと」

第 3 回 町への提案（まとめ） : 提言書の作成 ※後日町長に提言書の提出。

## 経済関係団体ヒアリング

### ①実施の概要

○本町との関連性の高い主要経済関係団体に対し、計画策定に向けた意見のヒアリングを実施。

○ヒアリング結果については、町の関連課にフィードバック。

### ②ヒアリングの対象団体と実施日時

対象団体	実施日時
一般社団法人摩周湖観光協会	令和 3 年 10 月 13 日（水） 10：00～
摩周湖農業協同組合	令和 3 年 10 月 13 日（水） 16：00～
弟子屈町商工会	令和 3 年 11 月 13 日（水） 16：00～ ※リモートにより実施

### ③ヒアリングの内容

	ヒアリング項目
団体の概要	・会員数 ・主な活動 ・団体の抱える問題点・課題
まちづくりについて	・団体を取り巻く地域情勢 ・活かすべき（伸ばすべき）地域の資源・特性や可能性 ・計画に反映すべき点（提案等）
その他個別質問	※まちづくりを進める上で、各団体と町の共通する課題についてヒアリング

# 第5章 本町の課題



## ①人口減少の抑制

平成27（2015）年10月1日時点での本町の総人口は7,758人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による令和27（2045）年における総人口は、4,040人、令和47（2065）年における総人口は2,252人と推計されています。

平成27（2015）年以降、本町では毎年100人を超える人口減少が続いていますが、本計画の目標年度である令和11（2029）年度においては6,000人以下となることが推計されています。

これまでの子育て支援等の取組の成果により、毎年30人前後の出生数が見られますが、人口減少の要因として、本町からの転出者が転入者を上回り続けていることがあり、魅力ある本町のポテンシャル（潜在的可能性）の活用による転出者の抑制と転入者の増加を図ることが求められます。

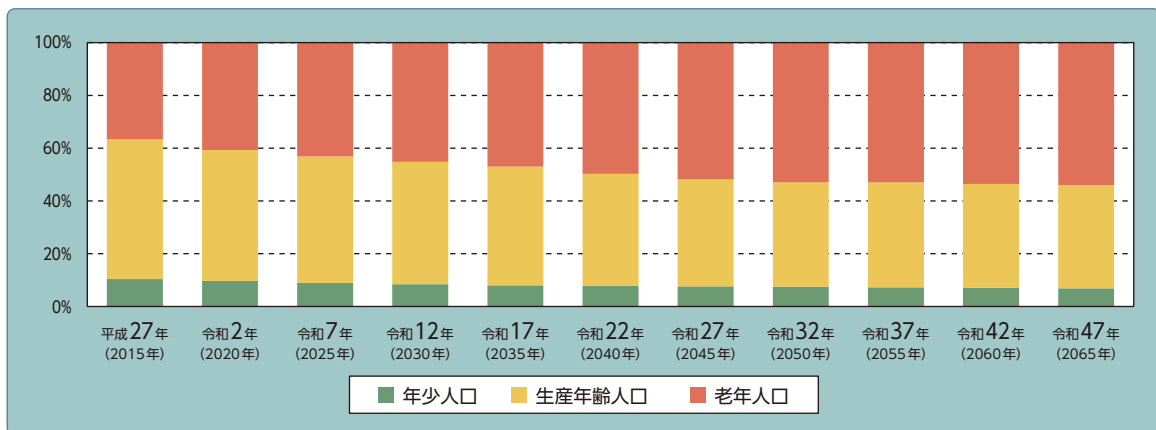
## ②人口構成の適正化

平成27（2015）年10月1日時点での本町の年齢3区分別人口は、年少人口（0歳～14歳）が807人（10.4%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が4,113人（53.0%）、老年人口（65歳以上）が2,838人（36.6%）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和27（2045）年における年少人口は309人、生産年齢人口は1,637人、老年人口は2,094人となり、令和47（2065）年における年少人口は155人、生産年齢人口は879人、老年人口は1,218人へと各階層ともに減少することが見込まれます。

特に、本町の生産年齢人口の割合は昭和60（1980）年に67.3%と、昭和30年以降で最も高くなりましたが、平成27（2015）年には53.0%まで低下し、本計画の目標年度である令和11（2029）年度においては老年人口割合と拮抗することが推計されています。

年齢3区分別人口割合の推計（国立社会保障・人口問題研究所）



(資料：国勢調査)

生産年齢人口の減少は、本町の経済活動に必要な人手不足につながるとともに、まちづくりの担い手が減少することになるため、本町の活力を再度高めるため、生産年齢人口の増加による人口構成の適正化を図ることが求められます。



地域が、「自分の足でしっかり立つ」ためには、地域の個性や資源等を活かして、生産や販売により域外から所得を獲得できる強みのある産業が必要ですが、これまで本町は、基幹産業のひとつである農業の強化に努めその成果も表れています。

しかしながら、本町の個性や資源等を活かした産業である川湯温泉を核とする宿泊・飲食サービス業は一時に比べ停滞しており、域外から所得を獲得できる強みのある産業として再生する必要があります。

### 本町の所得循環構造



資料：環境省「地域経済循環分析【2015年版】」ソフトに基づき、事務局作成（一部掲載）

また本町では、生産や販売によって得られた所得よりも、分配されている所得が多いものの、支出では産業別付加価値額（企業等の生産活動によって新たに生み出された価値）の約65%が域外への流出となっています。

更に、町外からの投資が産業別付加価値額の約2割に止まっている一方、投資の流出率は130%を超えており、非常に高い水準になっていることから、内外からの投資を呼び込んで、より良い循環を構築することが必要となっています。

そのため、依然として農業、宿泊・飲食サービス業を含む観光業は本町経済を支える産業であり、国や道との連携により更なる強化、改善を進める必要があるとともに、投資面でも魅力のある町となるよう取組を強め、町内経済循環の活性化を推進することが求められます。



#### ④拠点地域の活性化

本町は、弟子屈地区と川湯温泉地区が「まち」を形成する拠点となっています。

弟子屈地区は、公共施設、福祉施設、商業施設、住宅地のほか、道の駅摩周温泉や公園等が集中する地区であり、住民の多くが居住する本町の中心市街地となっています。

また、古くから摩周温泉として多くの観光客が訪れ、地域経済にも大きく貢献してきた地域でもあります。中でも中心市街地は、本町の地域特性を踏まえ、将来の望ましい土地利用・都市空間の形成、中心市街地の活性化、公共施設の適切な配置等、身近な生活環境の改善に資するまちづくりの基本方針である都市計画マスタープランに基づき整備が進められてきましたが、人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等、本町の課題の解決に向け、中心市街地を交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を進める必要があります。

そのため、中心市街地の中心に位置し役場庁舎に近接する営林署跡地に、「弟子屈町中心市街地再構築全体構想」及び「弟子屈町中心市街地再構築基本計画」に基づき、公共施設の統廃合や集約化の視点に立ち、摩周温泉と併せ交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を推進し、新たな地域拠点とするとともに、摩周温泉としても宿泊施設等の観光での再投資の対象となり得るよう、地域の価値を高める取組が必要です。



出典：弟子屈町中心市街地再構築基本計画（令和3年3月）、p.18

川湯温泉地区は、湯治場として発展してきましたが、宿泊客の減少により地区内の大規模ホテルも廃業や休館などが相次ぎ、宿泊地としての競争力の回復について取り組むことが急務となっています。

こうした中、国（環境省）の国立公園満喫プロジェクト\*で阿寒摩周国立公園が事業地区として指定されたことから、川湯温泉街を核とし、その周辺整備を含む「川湯温泉地区景観整備構想」に基づき、川湯温泉地区の再生を強力に推進し、賑わいのある地域拠点とすることが必要です。

本町では、弟子屈地区と川湯温泉地区の2つの拠点地域を活性化することにより、まちに活力を取り戻すことが求められます。

\*国立公園満喫プロジェクト 2020年の訪日外国人旅行者数を4,000万人とすることを目指して取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく10の施策のひとつ。国立公園を世界に通用する「ナショナルパーク」としてブランド化することを狙っている。

## ⑤国土強靱化の推進

平成25（2013）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26（2014）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」本計画」という。）が閣議決定されました。策定から5年が経過した平成30（2018）年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27（2015）年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

東日本大震災や平成28（2016）年の豪雨災害、平成30（2018）年の胆振東部地震等の教訓に基づいた国や道の取組を踏まえ、本町では、「弟子屈町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきましたが、本町における自然災害に対する脆弱さを改めて検証し、弟子屈町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「弟子屈町強靱化計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

本町では、住民が安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国土強靱化を着実に推進することが求められており、未曾有の大規模自然災害にも耐えられる公共的・公益的な設備や施設の整備のみならず、住民の生命や財産を守る取組を進めることが必要です。

## ⑥自治体DXの推進

国（総務省）では、令和22（2040）年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方を検討し、「自治体2040構想研究会」による報告書をまとめています。

そこでは、わが国の人口は、令和22（2040）年頃には総人口が毎年100万人近く減少し、自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与えることが想定され、その対応としてどのような行政経営改革を進めるかの検討がされました。

その一つの方策として、情報システム等の標準化を行い、A I\*・R P A\*の導入等を含めたスマート自治体への移行による業務の効率化を図ることが報告されました。

また、令和元年（2019）年12月以降、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥りましたが、これによりリモートワークなどの拡大が進み、情報化社会の構築の必要性が痛感されました。

こうしたことを受け、国では令和3（2021）年5月に「デジタル社会形成基本法」を成立させましたが、それに先立ち、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を令和2（2020）年11月より検討を進め、令和2（2020）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定・公表しました。

\*A I Artificial Intelligenceの略。「人工知能」と訳され、人が実現するさまざまな知覚や知性をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

\*R P A Robotic Process Automationの略。主に定型作業を、ルールエンジンやA I（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念と定義されている。

本町においても、住民へのサービスの効率的な提供に向けて情報システムの整備充実を進めてきましたが、本町の情報システムの標準化・共通化の検討・推進、行政手続のオンライン化の推進、AI・RPAの利用推進等の本町（本庁）のDX体制を推進するとともに、マイナンバーカードの普及促進、デジタル・ディバイド\*対策の推進、テレワーク\*の推進等により住民サービスの向上を進める必要があります。

また、初等中等教育においても情報化に向けた大きな流れが始まっています。国においては、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用により、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、令和元（2019）年12月に「GIGAスクール構想\*」が打ち出されました。

本町においてもその取組を進めていますが、情報化の取組により都市部との教育格差の縮減につながることから、本町が進めてきた教育の充実とともに、家庭との連携による情報モラルの意識づくりを進めながら、安心して教育を任せられる取組を進める必要があります。

### ⑦健康づくりと医療の充実

健康寿命が世界一の長寿社会を迎える中、平成19（2007）年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されている「人生100年時代」において、人々は、「教育・仕事・老後」という3つのステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになっていわれています。

共働き世帯が増えるなど、家族の在り方も変化していくことから、100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が重要であり、スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも必要となっています。

そのため、今後、人口が縮減していく本町においても、人と人とのつながりを大切にし、積極的に社会参加することにより、住民の豊かさや幸せが高まる充実したまちを目指すことが必要であり、住民の一人ひとりが健康であり続けられるよう、健康づくりの一層の強化を進める必要があります。

また、安心できる医療の提供が強く求められています。

これまで本町では、町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制の確立に向けた取組を進めてきましたが、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・向上を進める必要があります。

\*デジタル・ディバイド インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

\*テレワーク ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅を就業場所とする在宅勤務、施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態なモバイルワーク、サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とする施設利用型勤務等がある。

\*GIGAスクール構想 GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

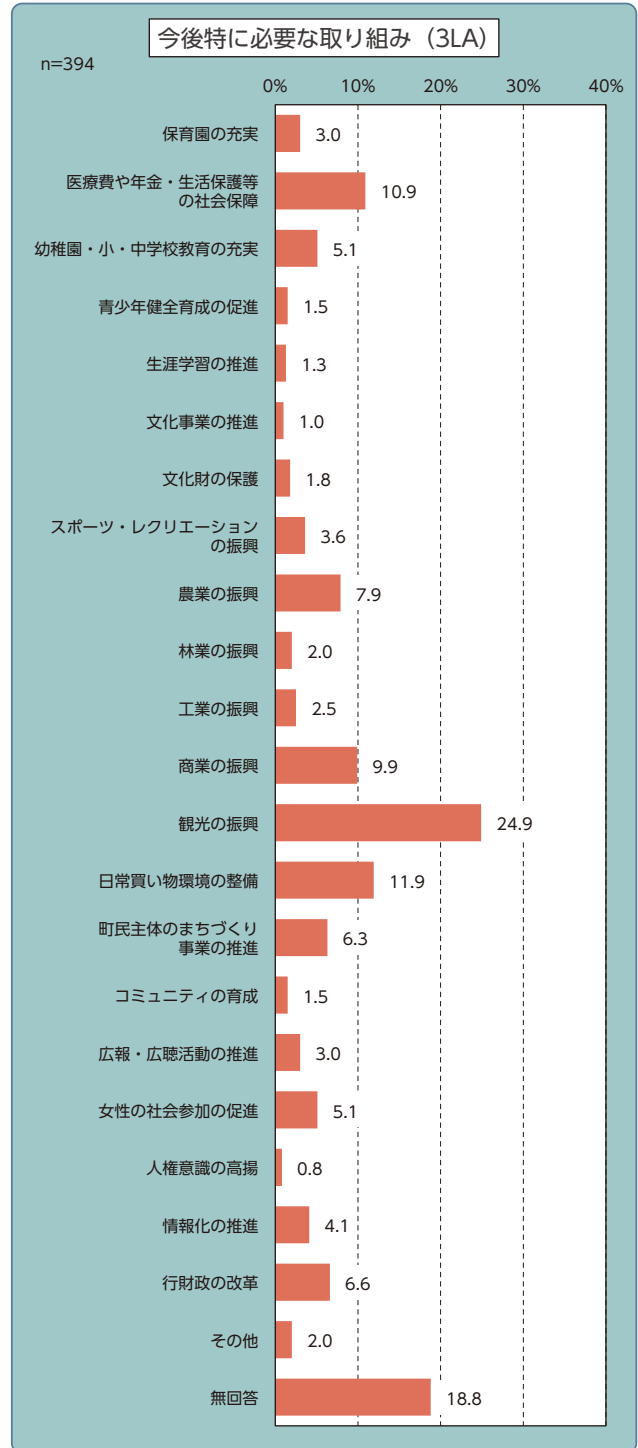
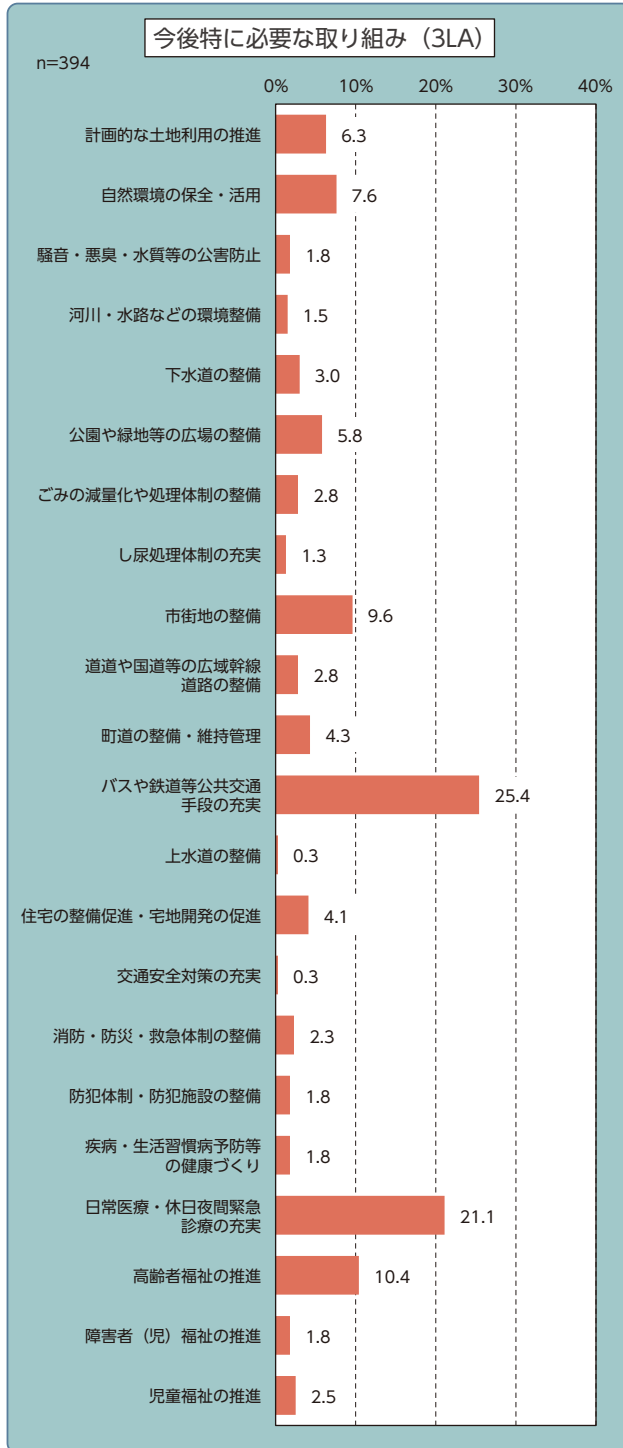


## ⑧行政サービスの充実

これまで本町では、住民サービスの向上に向け各種施策や事業を推進してきました。

令和2年度に実施した「町民アンケート調査」でも住民の総合的な満足度は上昇していますが、「今後特に必要な取り組み」として多様な住民ニーズがあり、これからも積極的な取組を進める必要があります。

### | 全体：今後特に必要だとと思われる町の取り組み



第1編

# 基本構想

第2部 基本構想





# 第1章 基本理念と将来像



## 第1節 まちづくりの基本姿勢

100万年以上の歳月を経て、火山の活動とともに、世界有数の透明度を誇る摩周湖や、千島火山帯に属する高原地帯にある、日本最大のカルデラ湖である屈斜路湖が形成されてきた台地にある本町は、原始の自然を残す「阿寒摩周国立公園」の56%を有しており、恵まれた自然景観や自然資源を大切に守り続けながらまちづくりを進めてきました。

しかしながら、現在本町ではその豊かな地域資源に恵まれているにも関わらず、人口減少や地域経済の縮減が続いており、そして本町を取り巻く社会情勢や時代の変化も急激に進んでいます。

こうした中、時代の趨勢に取り残されることなく、より確実に持続可能なまちづくりを進めながら、人口が減少傾向を続ける中においても、自然とともに生き、住民の豊かさや幸せが高まる充実したまちを目指すために、臨機応変に対応する柔軟な姿勢でまちづくりに臨みます。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す令和12（2030）年までの「持続可能な開発目標」であるSDGs（Sustainable Development Goalsの略）では、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会共通の目標であり、17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。

本町の第6次弟子屈町総合計画の取組の方向性や内容と、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念とは、目指すべき方向性が一致しています。

そのため、SDGsのゴール時点の目標年次は令和12（2030）年ですが、その前年の令和11（2029）年が第6次弟子屈町総合計画目標年度であり、持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通してSDGsの達成を目指すものとしします。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、第6次弟子屈町総合計画で定める施策等については、関係性の高いSDGsのゴールを掲載するものとしします。

## 第2節 基本理念と将来像

これまで本町が掲げてきた、

- 「水」と「森」に代表される豊かな自然環境を守っていく
- 雇用の創出と循環型社会の構築に重点を置く
- 「人」を重視し、輝く人を育てる

とする3つの基本姿勢を継続し、更に発展させていくとともに、持続可能なまちであり続けるために、

- 人口減少の抑止につながる、変革的な取組を進める
- 全ての住民が、地域のまちづくりに関わる誇りを持つ

ことによって、町外から訪れる人との関わりを深めながら、子どもから高齢者までの全ての世代で、

- 全ての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり

を基本理念（道しるべ）とします。

また、基本理念に基づき、本計画（第6次弟子屈町総合計画）の将来像を

**「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、  
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈**

とし、私たちのまちづくりに向けた取組のコンセプト（ベースとする考え方・構想）を、

**誇りと活力あふれる <sup>まち</sup>夢づくり**

とします。

### \*「<sup>まち</sup>夢づくり」について

第6次総合計画に基づくまちづくりは、この「まち」に住み続けることで、それぞれがもつ「夢」をかなえられる場所にしたい。「まちづくり」は「夢づくり」であるという思いから「夢」を「まち」と読むことにしました。

## 第2章 主要指標



本町の総人口は、平成27（2015）年の国勢調査で7,758人を数えましたが、その推計結果から将来人口は人口減少が想定されました。

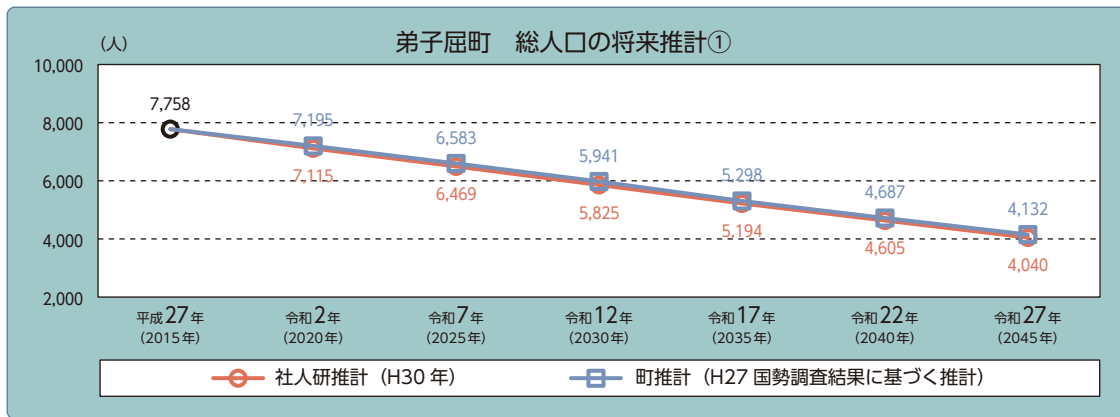
そして、令和2（2020）年の国勢調査では6,955人と、平成27（2015）年の国勢調査における令和2（2020）年推計値7,195人よりも減少数が拡大する結果となりました。

そのため、今後更に転出者の抑制と転入者の増加、出生数の増加を図ることにより、第6次弟子屈町総合計画の目標年度における総人口を6,200人とします。

なお、世帯当たりの人員数は今後も減少を続けるものとします。

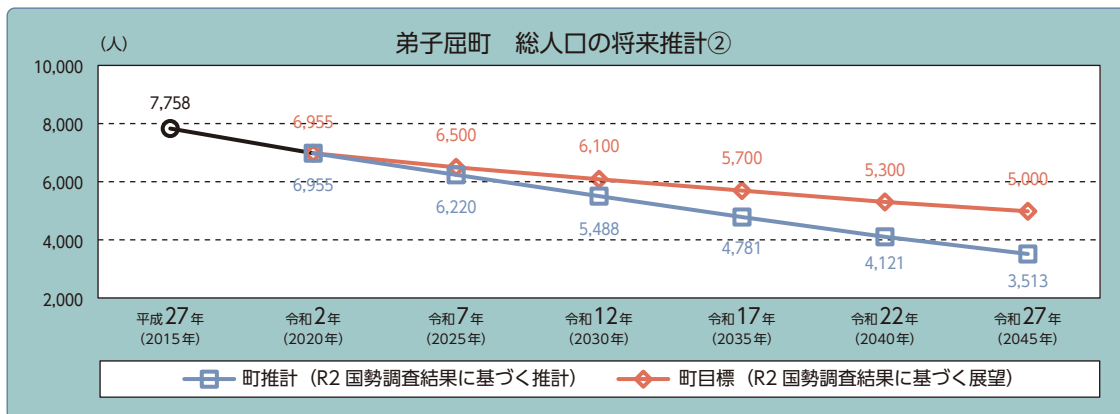
	実績値		推計値	
	国勢調査 (平成27年)	基準値 (令和2年)	中間値 (令和7年)	目標値 (令和11年)
総人口	7,758人	6,955人	6,600人	6,200人
年少人口	807人 (10.4%)	613人 (8.8%)	530人 (8.0%)	500人 (8.1%)
生産年齢人口	4,113人 (53.0%)	3,450人 (49.6%)	3,270人 (49.6%)	3,100人 (50.0%)
老年人口	2,838人 (36.6%)	2,892人 (41.6%)	2,800人 (42.4%)	2,600人 (41.9%)
世帯数	3,509世帯	3,339世帯	3,200世帯	3,050世帯
世帯当たり人員数	2.21人/世帯	2.08人/世帯	2.06人/世帯	2.04人/世帯

### 平成27年国勢調査結果に基づく総人口の将来推計



※平成27年は実績値。

### 令和2年国勢調査結果に基づく総人口の将来推計と展望



※平成27年、令和2年は実績値。

# 第3章 土地利用方針



## 第1節 土地利用に関する本町の計画

本町では都市計画区域内における都市計画に関する基本的な方針として「弟子屈町都市計画マスタープラン」を策定しています。

弟子屈町都市計画マスタープランは、都市計画区域内において、本町の地域特性を踏まえ、将来の望ましい土地利用・都市空間の形成、中心市街地の活性化、公共公益施設の適切な配置等、身近な生活環境の改善に資するまちづくりの基本方針となっており、平成15（2003）年度から令和4（2022）年度の本町の市街地整備の基本的な方針を定めています。

また、本町では、平成29（2017）年3月に「弟子屈町土地利用計画」を策定し、主に町内における利用目的が定められていない地域について、今後どのように土地利用を進めて行くかの方針を定めました。

農用地については、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として、土地利用の方向性、農業近代化施設や農業生産基盤の整備計画など、農業の振興を図るために必要な事項を定めた「弟子屈町農業振興地域整備計画」が定められています。

## 第2節 第6次弟子屈町総合計画における土地利用の方針

平成29（2017）年8月に「阿寒国立公園」は、摩周湖（弟子屈町）・神の子池（清里町）周辺まで含まれる区域拡張に伴い、1市10町に跨る総面積91,413haの広さを持つ「阿寒摩周国立公園」へ名称が変更され、国立公園内のほぼ9割以上が未開発地域として手つかずの自然保護地域として保全されています。

本町地域が対象区域に拡張されたのは、これまで本町が、他の地域にはない本町独自の美しい自然や景観を守るため様々な取組を行ってきた結果であり、また、今後も本町の土地利用にあたっては、この自然環境や景観を次代に継承することを第一に考えることが重要です。

そのため、「弟子屈町都市計画マスタープラン」、「弟子屈町土地利用計画」、「弟子屈町農業振興地域整備計画」等各種計画によって本町の土地利用方針は定められていますが、各計画の見直し時には、本町の「自然」と「景観」を守ることを基本とし、以下の方針との整合を図るものとします。

### 〔市街地地域〕

- ・ 街なかでの居住性の向上を推進するため、用途地域を定期的に見直し、快適に暮らせる定住環境の形成を進めるとともに、移住・定住の促進を図ります。
- ・ 効率的な社会基盤の整備により都市機能を高め、公共施設、福祉施設等の機関の集積化を進め、コンパクトシティ化を推進します。

#### 〔集落的地域〕

- 地域資源を活用した個性ある暮らしやすい集落づくりに向け、地域住民との協働により集落整備を進めます。
- 遊休地等の利用を促進し、移住・定住の誘導を図ります。

#### 〔商業地域〕

- 既存の商業店舗の活性化と、新たな事業を起業しやすい土地利用の弾力化により、活力ある商店街や商業地域づくりを進めます。
- 郊外型の商業施設に対しては、景観形成と一体となった施設整備を促進します。

#### 〔工業地域〕

- 企業や事業所の進出を促進する、誘致地域の整備を推進します。

#### 〔農業地域〕

- 安定した農業経営の実現や新規就農者の支援を図るため、離農予定地や遊休地などの効率的な活用や生産基盤の整備を進めます。
- ゆとりある住環境の整備を促進するなど、農業と住環境が調和した農村定住を進めます。

#### 〔森林・原野地域〕

- 森林や河川などの自然環境に配慮しながら、住民や観光交流客が森林や水辺に親しめる空間を創出します。
- 森林の保全と造林を進めます。
- 本町の自然・景観の保護の観点から適切な利用に向けた取組を行います。

#### 〔観光交流地域〕

- 豊かな自然と優れた景観を生かした観光推進地域の充実を図ります。



## 第4章 まちづくりの基本目標



「基本理念」に基づく「将来像」の実現に向けて、次の6つのまちづくりの基本目標を定めます。

### 基本理念

すべての住民が、暮らしに満足を感じ、  
次代に夢を託せるまちづくり

### 将来像

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、  
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

### まちづくりコンセプト

誇りと活力あふれる <sup>まち</sup>夢づくり

基本目標 1 環 人と自然が共生する 夢(まち)づくり

基本目標 2 活 活力・活気・雇用を生み出す 夢(まち)づくり

基本目標 3 暮 誰もが安心して暮らせる 夢(まち)づくり

基本目標 4 育 豊かな心を育て、文化を大切にする 夢(まち)づくり

基本目標 5 人 行動する人を育てる 夢(まち)づくり

基本目標 6 公 誰でも参加することができる 夢(まち)づくり

また、まちづくりの基本目標を複数のユニット（取組分野）に分けて、目指す方向を明確に示します。

基本目標 1

環

人と自然が共生する 夢(まち)づくり

環-1 環境保全の推進

環-2 生活環境の充実と向上

環-3 環境と共生する基盤の整備

基本目標 2

活

活力・活気・雇用を生み出す 夢(まち)づくり

活-1 基幹産業の更なる強化

活-2 雇用を支える産業力の向上

基本目標 3

暮

誰もが安心して暮らせる 夢(まち)づくり

暮-1 健康づくりの推進と医療の充実

暮-2 子育て・福祉環境の充実

基本目標 4

育

豊かな心を育て、文化を大切にする 夢(まち)づくり

育-1 学び環境の充実

育-2 生涯学習の推進と文化の継承

基本目標 5

人

行動する人を育てる 夢(まち)づくり

人-1 協働の推進

人-2 交流の推進

基本目標 6

公

誰でも参加することができる 夢(まち)づくり

公-1 安定した行財政の運営

公-2 住民と行政の新たな架け橋づくり

# 第5章 施策の大綱



## 環

### 基本目標 1 人と自然が共生する 夢(まち)づくり

本町の豊かな自然環境は、町にとって二つとない財産であり、これらの恵まれた環境を次代に残すことは本町に住む私たちの大きな役割の一つです。

その役割を果たすため、本町では令和3(2021)年12月に「てしかがゼロカーボンシティ宣言」を行いました。そのため、地球環境の変動に対する本町としての取組の強化に向け、「環境保全の推進」によるまちづくりを進めます。

また、美しい自然環境の中で心豊かに生活を営み続けるために、自然と共生した社会基盤づくりを進めるとともに、私たちの生活が安全であり続けられるよう、「生活環境の充実と向上」によるまちづくりを進めます。

更に、本町が守り続けてきた自然環境は、私たちの生活に彩り多くの稔りをもたらしてきましたが、その一方で、生活の利便性を向上する必要があることから、自然を壊すことなく、「環境と共生する基盤の整備」によるまちづくりを進めます。

#### 環-1 環境保全の推進

環境を保全し、景観を守るなどの「環境保全の推進」を図ることによって、自然と寄り添って人々が暮らせるまちづくりを進めます。そのため、

- ① 脱炭素社会の推進
- ② 循環型社会の推進
- ③ 環境保全の推進
- ④ 生物多様性保全の推進
- ⑤ 景観保全の推進と公園の充実

を取組の項目として定め、人と自然が共生するまちづくりの実現に努めます。

#### 環-2 生活環境の充実と向上

自然に配慮し、自然と共生する生活を営めるよう「生活環境の充実と向上」を図ることによって、自然の中で人々が安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを進めます。そのため、

- ① 防災対策と強靱化の推進
- ② 消防力の強化と救急体制の充実
- ③ 防犯対策と交通安全の推進
- ④ 安心できる消費生活の確保
- ⑤ 公衆衛生の強化と充実

を取組の項目として定め、人と自然が共生するまちづくりの実現に努めます。

### 環-3 環境と共生する基盤の整備

自然環境を破壊することなく、利便性の高いコンパクトなまちとなるよう「環境と共生する基盤の整備」を進めることによって、自然と共存し続ける持続可能なまちづくりを進めます。そのため、

- ① 市街地整備の推進
- ② 道路の利便性の向上
- ③ 住宅環境の充実
- ④ 上水道と温泉の保全
- ⑤ 下水道整備の推進
- ⑥ 公共交通の維持

を取組の項目として定め、人と自然が共生するまちづくりの実現に努めます。



魚の放流



本町を取り巻く厳しい経済・社会環境が続く中で、農業、林業、建設業、商業及び観光業は基幹産業として本町の経済を支えてきました。

しかしながら、わが国の環太平洋地域による経済連携協定への参加により、今後、ものばかりでなく、知的財産、サービス、投資など様々な分野で自由貿易の拡大による経済活動の活発化が進む一方で、本町経済、とりわけ農業分野に大きな影響が出ることが予想されています。

そのため、これまで本町経済のけん引役であった産業を更に強化するため、「**基幹産業の更なる強化**」によるまちづくりを進めます。

また、長期継続的な人口の減少は、一部を除き、本町の多くの産業に厳しい状況をもたらし続けていることから、改めて多くの労働者を引き付ける取組を進め、「**雇用を支える産業力の向上**」によるまちづくりを進めます。

### 活-1 基幹産業の更なる強化

農業及び林業の更なる活性化と、観光業の再活性化を力強く推進する「**基幹産業の更なる強化**」を進めることによって、活力と活気のみならずまちづくりを進めます。

そのため、

- ① 農業生産基盤の強化
- ② 農業経営力の強化
- ③ 森林の保全と適切な利活用の推進
- ④ 観光まちづくりの推進

を取組の項目として定め、活力・活気・雇用を生み出すまちづくりの実現に努めます。

### 活-2 雇用を支える産業力の向上

より多くの方が働き続け、住み続けるために、就業機会を多く提供する「**雇用を支える産業力の向上**」を図ることによって、活気と賑わいに満ちたまちづくりを進めます。

そのため、

- ① 商工業の活性化の推進
- ② 水産資源の保全に向けた取組の推進
- ③ 人手不足の解消と企業・事業所の誘致

を取組の項目として定め、活力・活気・雇用を生み出すまちづくりの実現に努めます。



健康寿命が世界一の長寿社会を迎えるわが国は、「人生100年時代」に備えて様々な取組が進んでいますが、住民一人ひとりが自分の健康に関心を持って生活し、安定した社会保険制度や地域医療を利用しながら、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる地域社会を目指す必要があります。「健康づくりの推進と医療の充実」によるまちづくりを進めます。

また、全ての住民が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解しあい、地域で支え合う、快適に住み続けられるまちづくりを進めるとともに、安心して子どもを産み育てる環境の更なる強化が必要であり、「子育て・福祉環境の充実」によるまちづくりを進めます。

### 暮-1 健康づくりの推進と医療の充実

住民の誰もが心身ともに健康な生活を送ることができるための支援を行い、必要な医療が提供され、感染症への対策が十分に行われる「健康づくりの推進と医療の充実」を図ることによって、不安のない日常生活が営めるまちづくりを進めます。

そのため、

- ① 健康づくりの推進
- ② 安心できる医療環境の推進
- ③ 感染症対策の強化

を取組の項目として定め、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に努めます。

### 暮-2 子育て・福祉環境の充実

安心して子育てができ、子どもが健やかに成長する支援を行うとともに、高齢者や障がい者が健康で、積極的に社会参加することができるよう「子育て・福祉環境の充実」を図ることによって、互いに支え合うまちづくりを進めます。

そのため、

- ① 豊かに暮らせる福祉の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 子育て環境の充実
- ④ 安心して暮らせる高齢者福祉の充実
- ⑤ 社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実
- ⑥ 介護支援の充実

を取組の項目として定め、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に努めます。

令和2(2020)年度以降、初等中等教育における新学習指導要領に基づく新たな教育内容による教育が始まりましたが、従来の日本型学校教育(クラスを集団として育てる教育)を発展させた、新しい時代の学校教育を実現する必要性が言われており、今後、GIGAスクール構想の推進や、全ての子ども達の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを複合的に進める取組などが求められています。

こうした中、本町では、次代を担う子ども達に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するため、「信頼される学校づくり」と「学校・家庭・地域の連携強化」に向けて学校教育を推進してきましたが、時代環境に合わせ本町の教育をより良くするために、「**学び環境の充実**」によるまちづくりを進めます。

また、生涯学習の充実、及び文化・芸術などに親しむ機会の提供などを通じて、誰もが学習意欲を持ち、生涯にわたり豊かで充実した人生を送ることができるよう、「**生涯学習の強化と文化の継承**」によるまちづくりを進めます。

### 育-1 学び環境の充実

子ども達が学ぶことの喜びと大切さを覚える学習環境の充実と、家庭と地域社会が連携し子ども達の健全な成長を促す「**学び環境**」の更なる充実を図ることによって、本町で学び続けるまちづくりを進めます。

そのため、

- ① 生きる力を育む学校教育の充実
- ② 学校教育環境の充実

を取組の項目として定め、豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりの実現に努めます。

### 育-2 生涯学習の推進と文化の継承

生涯にわたり学び続けることやスポーツに親しめる環境の充実と提供を進めるとともに、文化や芸術、歴史のある文化財等の豊かな文化資源を享受できる「**生涯学習の推進と文化の継承**」を図ることによって、本町で学ぶことの誇りと、本町への愛着が更に高まるまちづくりを進めます。

そのため、

- ① 生涯学習のまちづくり
- ② 青少年の健全育成
- ③ 生涯スポーツの推進
- ④ 文化・芸術の継承
- ⑤ 文化財の適切な保全と活用

を取組の項目として定め、豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりの実現に努めます。

本町では、魅力ある地域づくりのために、様々な年代、様々な組織や産業におけるまち全体の人材育成と、その人材が活躍できる場の確保に努めてきました。

こうした取組を更に進め、多様化する住民ニーズに官民が力を合わせて対応し、地域の課題を解決する「協働の推進」によるまちづくりを進めます。

また、本町の魅力を多くの人に伝え、観光を中心とする交流人口の増加や、様々なつながりを拡大する中で本町との関係が深まる関係人口の増加など、地域全体の活性化へつながる「交流の推進」によるまちづくりを進めます。

### 人-1 協働の推進

本町をより素晴らしくしたいと思う多様な住民を増やし、これまで以上にその活力を結び付ける仕組みの充実と活動を支援する「協働の推進」を図ることによって、誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

そのため、

- ① ネットワークづくりの推進
- ② 全ての住民が活躍できる社会の推進

を取組の項目として定め、行動する人を育てるまちづくりの実現に努めます。

### 人-2 交流の推進

人と人とのつながりを大切にし、支え合う地域のコミュニティが活発にあり続け、互いの人権が尊重される環境づくりを進めるとともに、町外のより多くの人々が本町に関心を持ち、訪れる人との交流が更に拡大する「交流の推進」を図ることによって、誰もが親しく触れ合うまちづくりを推進します。

そのため、

- ① 互いに支え合うコミュニティの充実
- ② 地域間交流の推進と国際化対応
- ③ 人権と平和を守る取組の推進

を取組の項目として定め、行動する人を育てるまちづくりの実現に努めます。

少子高齢化による労働力人口の減少と転出が続く本町では、人手不足と税収の減少という自治体経営の大きな不安定要因につながりつつあります。

本町を取り巻くこうした厳しい社会環境下においても、住民とともに持続可能な自治体経営を進めていく必要があります。

そのため、更なる行政の効率化と財政基盤の強化に努め、多様化する住民ニーズに応える「安定した行財政の運営」を強固にするまちづくりを進めます。

また、住民に身近な行政運営を推進するとともに、国が掲げるデジタル社会の目指すビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現を図り、「住民と行政の新たな架け橋づくり」によるまちづくりを進めます。

### 公-1 安定した行財政の運営

本町の取組に誰もが参加でき、住民と地域を守る堅実・堅牢で時代の変化にも柔軟に対応できる「安定した行財政の運営」を進めることによって、住民の信頼と負託に応える持続可能なまちづくりを推進します。

そのため、

- ① 信頼される行政組織づくり
- ② 健全な財政運営の推進
- ③ 自治体間連携の推進

を取組の項目として定め、誰でも参加することができるまちづくりの実現に努めます。

### 公-2 住民と行政の新たな架け橋づくり

本町の取組を住民に適切に伝え、また、住民の行政に対するニーズや期待を的確に把握するための取組を継続するとともに、住民が情報化社会のメリットを享受できる、「住民と行政の新たな架け橋づくり」を進めることによって、住民と行政のつながりを強める超スマート社会の進展に対応するまちづくりを推進します。

そのため、

- ① 住民に役立つ広報・広聴の推進
- ② デジタル・ガバメントの推進

を取組の項目として定め、誰でも参加することができるまちづくりの実現に努めます。

## 施策の大綱に関連するSDGs項目 (Goal)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
<b>基本目標 1 人と自然が共生する 夢 (まち) づくり</b>																	
環-1 環境保全の推進		●	●			●	●	●			●	●	●	●	●		
環-2 生活環境の充実と向上											●	●	●			●	
環-3 環境と共生する基盤の整備	●	●		●		●	●	●	●		●	●		●			
<b>基本目標 2 活力・活気・雇用を生み出す 夢 (まち) づくり</b>																	
活-1 基幹産業のさらなる強化	●	●		●				●	●		●	●	●		●	●	●
活-2 雇用を支える産業力の向上		●		●	●			●	●			●		●			
<b>基本目標 3 誰もが安心して暮らせる 夢 (まち) づくり</b>																	
暮-1 健康づくりの推進と医療の充実			●								●						●
暮-2 子育て・福祉環境の充実	●		●	●						●	●						●
<b>基本目標 4 豊かな心を育て、文化を大切にする 夢 (まち) づくり</b>																	
育-1 学び環境の充実		●		●							●						
育-2 生涯学習の推進と文化の継承			●	●							●						
<b>基本目標 5 行動する人を育てる 夢 (まち) づくり</b>																	
人-1 協働の推進				●	●				●			●				●	●
人-2 交流の推進				●				●			●					●	●
<b>基本目標 6 誰でも参加することができる 夢 (まち) づくり</b>																	
公-1 安定した行財政の運営			●	●				●	●	●	●					●	●
公-2 住民と行政の新たな架け橋づくり								●	●		●					●	

※施策の大綱に関連するゴールは、前期実行計画の各項目において設定した17のゴール、及び169のターゲットを精査した上で設定しています。

	1. 貧困をなくそう		2. 飢餓をゼロに		3. すべての人に健康と福祉を
	4. 質の高い教育をみんなに		5. ジェンダー平等を実現しよう		6. 安全な水とトイレを世界中に
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8. 働きがいも経済成長も		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10. 人や国の不平等をなくそう		11. 住み続けられるまちづくりを		12. つくる責任 つかう責任
	13. 気候変動に具体的な対策を		14. 海の豊かさを守ろう		15. 陸の豊かさを守ろう
	16. 平和と公正をすべての人に		17. パートナーシップで目標を達成しよう		



# 第II編

# 前期実行計画

## 第1部 重点プロジェクト



# 第1章 重点プロジェクトの目的・位置付け



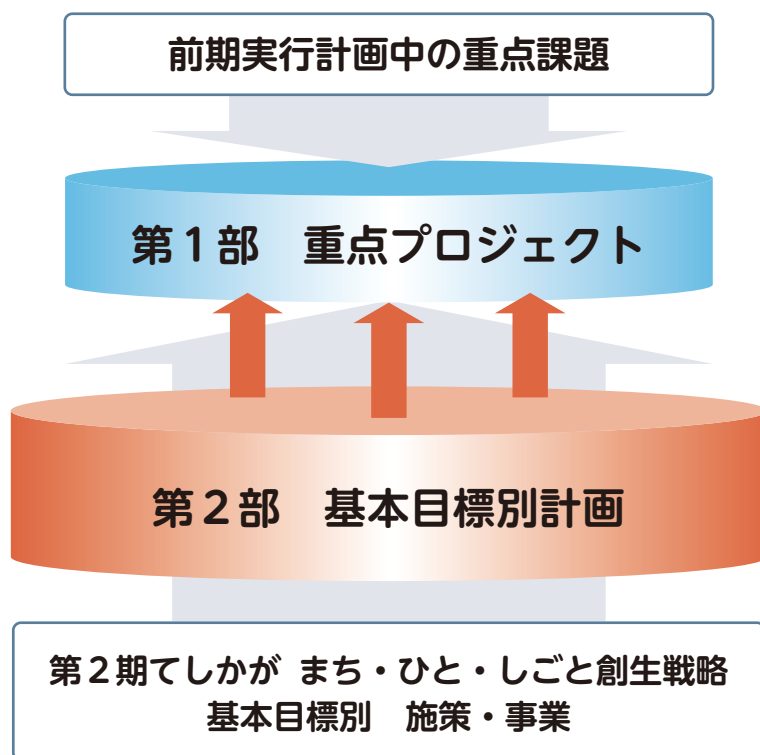
## 第1節 重点プロジェクトの目的

第2期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略の方向性と、「第6次弟子屈町総合計画 前期実行計画」で設定された取組内容を踏まえ、「第6次弟子屈町総合計画 基本構想」の基本理念及び将来像の実現に向けて、効果的な取組による、総合計画推進の先導的な役割を果たすものとして設定します。

## 第2節 重点プロジェクトの位置付け

重点プロジェクトは、「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」「くらしづくり」及び「行財政運営」の5つのカテゴリーに分けた施策・事業群であり、本計画の期間における重点課題に対応するものです。

また、重点プロジェクトは、「第6次弟子屈町総合計画 前期実行計画」中に位置付けられ、「基本目標別計画」で設定されているとともに、「第2期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略」で設定されている「施策・事業」で構成されています。



なお、重点プロジェクトの評価は、「KGI※(重要目標達成指標)」と「KPI※(重要業績評価指標)」に基づき行われます。

※ KGI Key Goal Indicatorの略。「重要目標達成指標」と訳され、最終的に達成すべき目標を表す指標のことをいう。

※ KPI Key Performance Indicatorの略。「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に必要なプロセスを具体化するための指標のことをいう。

## ■重点プロジェクトの体系

本計画の実現を先導する重点プロジェクトの体系は、以下のとおりとします。

### 1 「まちづくり」プロジェクト

- ①-1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト
- ①-2 川湯温泉街再生プロジェクト
- ①-3 中心街再構築プロジェクト

### 2 「ひとづくり」プロジェクト

- ②-1 人財育成活用プロジェクト
- ②-2 アイヌ政策推進プロジェクト

### 3 「しごとづくり」プロジェクト

- ③-1 地熱活用プロジェクト
- ③-2 地域特産品ブランド化プロジェクト

### 4 「くらしづくり」プロジェクト

- ④-1 ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト
- ④-2 ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト

### 5 「行財政運営」プロジェクト

- ⑤-1 財政安定化とふるさと納税プロジェクト

## 第2章 重点プロジェクトの内容と評価指標



### 第1節 重点プロジェクトの目的

重点プロジェクトの内容と評価指標（KGI・KPI）は、以下のとおりです。

#### 1 「まちづくり」プロジェクト

- 「まちづくり」プロジェクトを構成する、
    - ①-1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト
    - ①-2 川湯温泉街再生プロジェクト
    - ①-3 中心街再構築プロジェクト
- の推進により、「稼ぐ力の増強」を目指します。

KGI（重要目標達成指標）	基準値	目標値
観光入込数	88.8万人（R元年度）	90.0万人（R7年度）

#### ①-1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト

##### 施 策1：統一感を持った景観づくり

- 街並み景観の統一に向けた、市街地における景観に配慮した建築物の整備促進。
- 魅力ある風景づくりに向けた、農業地における、美しい自然景観と緑肥作付けなどにより創出する農業景観の融和推進。

- 推進事業：●景観改善事業  
●ひまわり植栽事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
景観条例違反数	0件（R3年度）	0件（R7年度）
ひまわりの植栽面積（累計）	3ha（R3年度）	15ha（R7年度）

##### 施 策2：大気・水・土壌等の環境の維持

- 摩周湖とその周辺流域の環境保全に向け、摩周湖環境保全連絡協議会参加自治体の連携・協力により摩周湖水質調査の実施と、その取組による地域の振興。

- 推進事業：●摩周湖モニタリング調査事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
摩周湖モニタリング調査の実施	1回/年（R3年度）	1回/年（R7年度）

## ①-2 川湯温泉街再生プロジェクト

### 施策1：川湯温泉街の再整備

■川湯温泉街の再整備に向け、国立公園満喫プロジェクトに基づく廃ホテルの解体促進や、宿泊施設（ホテル）の誘致。

#### 推進事業：●川湯温泉街の再整備事業

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
にっぽんの温泉100選（川湯温泉）	59位（R2年度）	30位（R7年度）

### 施策2：ブランドの再強化

■多様化する観光客のニーズに対応し、SNS\*の活用、ファンクラブの創設及び情報発信等による効果的なマーケティング\*とプロモーション\*の強化。

■滞在型観光の推進に向けたアクティビティ\*の開発と充実、及びWi-Fi拡充や電子決済等の環境整備、多言語化情報発信の推進。

#### 推進事業：●デジタルマーケティング等ICT推進事業

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
弟子屈なび閲覧数	32万PV（R2年度）	35.2PV（R7年度）



- \* SNS Social Networking Serviceの略。ソーシャルネットワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
- \* マーケティング 消費者のニーズに応じて利益を上げるための取組やそのための仕組みづくりのこと。
- \* プロモーション 顧客や消費者への直接的アプローチによる広告・販売促進活動であり、その購買意欲をあおる活動という意味。
- \* アクティビティ もともと「活動」や「活気」などの意味があるが、近年では自然が豊かなリゾート地や観光地等で楽しむレジャーの総称をいう。



### ①-3 中心街再構築プロジェクト

#### 施策1：中心市街地の再構築による地域商工業の振興

- 中心市街地へのコンパクトシティ化を進めるため、誘導施設となる新複合施設の整備。
- 住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくり。

- 推進事業：●新複合施設整備事業  
●中心市街地エリアマネジメント事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
新複合施設の整備	0.0% (R2年度)	100.0% (R7年度)
立地適正化計画の策定率	0.0% (R2年度)	100.0% (R7年度)

#### 施策2：域内消費の推進

- 町内店舗や商店街、街並みの改善により、地元での消費購買による地域内経済の循環の促進。
- コミュニティビジネスなどの育成に向け、チャレンジショップ等の起業や出店体験しやすい環境の整備。

- 推進事業：●空き店舗活用促進事業  
●企業振興促進事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
年間商品販売額	8,108百万円 (H28年度)	8,500百万円 (R7年度)
新規事業所	1箇所 (R3年度)	5箇所 (R7年度)



## 2 「ひとづくり」プロジェクト

- 「ひとづくり」プロジェクトを構成する、以下の

- ②-1 人財育成活用プロジェクト
- ②-2 アイヌ政策推進プロジェクト

の推進により、「多くの人を引き付ける魅力の向上」を目指します。

K G I (重要目標達成指標)	基準値	目標値
関係人口*数	100.2万人 (R2年度)	156.6万人 (R7年度)

### ②-1 人財育成活用プロジェクト

#### 施策1：子育て環境の充実

- 子育てにかかる経済的負担の軽減。
- 育児の孤立や不安を解消するため、子育てに関する情報の提供及び交流の場の提供。

#### 推進事業：●子育て応援医療費支援事業

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
子育て応援医療費支援事業交付遂行率	71.0% (R3年度)	80.0% (R7年度)

#### 施策2：人材が活躍できる仕組みづくり

- 地域づくり活動を支援し、地域づくりの経験をもつ人材の育成、及びその人材が自主的に活躍できる機会の創出。

#### 推進事業：●地域づくり推進事業

- 人材育成支援事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
人材育成支援事業（累計）	350件 (R3年度)	750件 (R7年度)

\*関係人口

特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。本町では、観光入込客数、外国人宿泊客数、町HPセッション、ふるさと納税件数、姉妹都市交流者数、弟子屈ふる里会（東京）会員数、札幌弟子屈会会員数等を対象としている。

### 施策3：人・団体・地域のネットワーク形成

- 地域で活躍する人材、団体、地域を結ぶネットワーク化。
- ノウハウを持つ人材・団体・企業などの情報のデータベース化と活用。
- 必要な人材の弟子屈町への定住につながる、地域づくりの担い手としての活動や、都市部との地域間交流の推進。

- 推進事業：●地域おこし協力隊推進事業  
●人財バンク制度事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
地域おこし協力隊員の起業件数 (累計)	8件 (R3年度)	15件 (R7年度)
人財バンク登録件数	14件 (R3年度)	20件 (R7年度)

### 施策4：交流人口及び関係人口の拡大

- 関係人口を増加させ、移住・定住を促進するために、町と関係するさまざまな取組の実施。

- 推進事業：●移住定住促進事業  
●U I Jターン新規就業支援事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
関係人口数	100.2万人 (R2年度)	156.6万人 (R7年度)
U I Jターン新規就業支援事業	0件 (R2年度)	3件 (R7年度)

## 2-2 アイヌ政策推進プロジェクト

### 施策1：アイヌ民族資料館の保全と活用

- アイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図るとともに、屈斜路コタンアイヌ民族資料館施設の改修等の実施。
- 来館者増加に向け、一般来館者の利用のほか、児童生徒の学習にも幅広く活用される内容の充実。

- 推進事業：●屈斜路コタンアイヌ民族資料館増改築事業  
●屈斜路コタンアイヌ民族資料館プロモーション事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
屈斜路コタンアイヌ民族資料館増改築整備率	0.0% (R3年度)	100.0% (R7年度)
屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数	7,179人 (R元年度)	10,000人 (R7年度)

## 3 「しごとづくり」プロジェクト

- 「しごとづくり」プロジェクトを構成する、以下の

### ③-1 地熱活用プロジェクト

### ③-2 地域特産品ブランド化プロジェクト

の推進により、「ブランドの再生・向上」を目指します。

K G I (重要目標達成指標)	基準値	目標値
関連ブランド販売額	1億円 (R2年度)	5億円 (R7年度)

### ③-1 地熱活用プロジェクト

#### 施策1：再生可能エネルギーの活用

- 2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、町内の温泉熱や地熱などの再生可能エネルギー資源の把握と、活用に向けた取組の推進。

#### 推進事業：●地熱資源開発事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
地熱発電を主目的とした生産井の数	0本 (R3年度)	2本 (R7年度)

### ③-2 地域特産品ブランド化プロジェクト

#### 施策1：地域特産品のブランド化と販売強化

- 特産品の地域ブランドとしての定着へ向け、摩周メロン、摩周そば、摩周和牛、葡萄色の旦（ワイン）など既存特産品の安定生産と販路拡大。

#### 推進事業：●摩周メロンブランド化事業

- 摩周そばブランド化強化事業
- 摩周和牛流通対策事業
- 弟子屈ワイン事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
摩周メロン販売高	23,439千円 (R2年度)	25,000千円 (R7年度)
摩周そば販売高	145,686千円 (R2年度)	150,000千円 (R7年度)
摩周和牛の町内取扱い累計店舗数	0件 (R2年度)	5件 (R7年度)
弟子屈ワイン出荷本数	1,652本 (R2年度産)	5,000本 (R7年度産)

## 施策2：弟子屈産チーズの開発

- 弟子屈産チーズの製造拠点の整備と、作り手となる技術者の確保。
- 開発した製品の販売計画の検討と、町内外での販路開拓の推進。

- 推進事業：●弟子屈町産チーズ製造拠点整備事業  
●弟子屈産チーズ販路開拓事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
チーズ製造拠点の整備率	0.0% (R2年度)	100.0% (R7年度)
弟子屈産チーズの販売額	-千円 (R3年度)	10,000千円 (R7年度)



地域特産品 マンゴー



地域特産品 摩周メロン





## 4 「くらしづくり」プロジェクト

- 「くらしづくり」プロジェクトを構成する、以下の
  - ④-1 ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト
  - ④-2 ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト
 の推進により、「Society5.0\*推進のまち」の実現を目指します。

K G I (重要目標達成指標)	基準値	目標値
ユーチューブ、ツイッター、ラインの登録者合計	4,755人 (R3年度)	10,000人 (R7年度)

### 4-1 ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト

#### 施策1：情報化推進による住民サービスの向上

- 住民のマイナンバーカード保有の推進により、地域社会のデジタル化を集中的に推進。
- デジタル・ディバイド対策の推進に向け、行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等の実施と、窓口での適切な対応。

- 推進事業：●マイナンバーカード普及事業  
●デジタル・ディバイド対策事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
マイナンバーカード普及率	19.9% (R2年度)	40.0% (R7年度)
スマートフォン活用講習会参加者 (累計)	0人 (R3年度)	1,000人 (R7年度)

#### 施策2：行政手続のオンライン化の推進

- 行政手続31項目について、マイナンバーカードによるオンライン手続の検討・推進

- 推進事業：●オンライン手続検証事業  
●システムの検討、更新事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
オンライン手続検証数	0件 (R3年度)	31件 (R7年度)
システム更新数	0件 (R3年度)	20件 (R7年度)

\*Society5.0 Societyとは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を言い、5.0とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画においてわが国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

### 施 策3：スマート自治体の推進

■弟子屈町DX計画の策定と、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの検討

推進事業：●弟子屈町DX計画策定事業

●AI・RPA等導入事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
弟子屈町DX計画策定	0.0% (R3年度)	100.0% (R7年度)
RPA導入業務数	0 (R3年度)	3 (R7年度)

## 4-2 ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト

### 施 策1：新型コロナウイルス感染症対策

■新型コロナウイルス感染症対策の徹底による、感染リスクの低減。

推進事業：●新型コロナワクチン予防接種事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
新型コロナワクチンの接種率	88.6% (R3年度)	90.0% (R7年度)

### 施 策2：心の健康づくりの支援

■心の健康に関する相談がしやすい環境づくりや、広報紙や講演会・学習会の実施による「心の健康づくり」の知識普及。

■自殺死亡率の低下に向けた、ゲートキーパー\*等の人材育成の推進。

推進事業：●自殺予防ゲートキーパー養成事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
自殺死亡率 (人口10万対)	21.1 (H27~R2年度平均)	14.7 (R7年度)

\*ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応 (悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る) を図ることができる人のこと。

## 5 「行財政運営」プロジェクト

- 「行財政運営」プロジェクトを構成する、

### ⑤-1 財政安定化とふるさと納税プロジェクト

の推進により、「財政健全化推進のまち」の実現を目指します。

K G I (重要目標達成指標)	基準値	目標値
財政調整基金残高	2.4億円 (R2年度)	10億円 (R7年度)

### ⑤-1 財政安定化とふるさと納税プロジェクト

#### 施策1：安定的な財政運営と財政見通しの公表

- 財政調整基金への積極的な積立や財源の重点的かつ効率的な配分と、多大な財政負担が発生しない財政健全化の推進。
- 中期財政見通しの公表。

推進事業：● 財政健全化事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
実質公債費比率	16.4% (R2年度)	13.0% (R7年度)

#### 施策2：ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の向上

- 寄附件数及び寄附額の向上に向けた、返礼品の更なる充実、協力事業者の拡充、及び企業版ふるさと納税事業の推進。

推進事業：● ふるさと納税新規返礼品開発事業  
● ふるさと納税新規事業者拡充事業  
● ふるさと納税ネットワーク構築事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
ふるさと納税新規返礼品開発数 (累計)	5 (R2年度)	20 (R7年度)
ふるさと納税寄附件数 (累計)	22.5万件 (R2年度)	125.0万件 (R7年度)
まちづくり応援基金	17.6億円 (R2年度)	50億円 (R7年度)

